

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価について

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価は、食品安全基本法第23条第1項第2号（別紙1）に委員会の事務として規定されたものである。今回の評価案件として決定した「食中毒原因微生物の評価」については、2004年1月16日に閣議決定された基本的事項第1の1の（6）（別紙2）に規定された自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象についての定期点検の手続きを経て決定された案件である。

本件が決定されるまでの経緯は以下のとおり。

2004年5月27日 食品安全委員会第46回会合において、食品安全委員会が自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討を企画専門調査会に求めることを決定。

6月17日 食品安全委員会第49回会合において、企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（別紙2）について決定。

6月22日 企画専門調査会第7回会合において、下記の6候補を選定。

- ① 食中毒の原因菌であるリステリア
- ② Q熱の原因菌
- ③ 食品に含まれるトランス脂肪酸（冠動脈疾患との関係）
- ④ 牛等の成長促進剤として使用される性ホルモン（プロゲステロン、安息香酸エストラジオール）
- ⑤ 放射線照射食品
- ⑥ アルコール飲料の妊婦及び胎児への影響

7月15日 食品安全委員会第54回会合において、企画専門調査会が選定した6候補のうち、「食中毒の原因菌であるリステリア」「牛等の成長促進剤として使用される性ホルモン」「放射線照射食品」については事務局に対し精査が求められ、また、残り3件についてはファクトシートを作成することを決定。

12月16日 食品安全委員会第74回会合において、事務局に対し精査が求められた3候補について再検討を行った。その結果、「食中毒の原因菌であるリステリア」についての評価の重要性が認識された。しかしながら、リステリアだけにこだわらず、まずは食中毒原因微生物の評価指針を策定し、評価すべき微生物の優先順位を決めた上で個別の微生物について評価を行うことを、食品安全委員会が自らの判断により食品健康影響評価を行うべき案件として採択することを決定した。この案件について、微生物・ウイルス両専門調査会において審議を行うことになった。

食品安全基本法（平成15年5月23日法律第48号）

（措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表）

第21条 政府は、第11条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項（以下「基本的事項」という。）を定めなければならない。

2 ～ 4 [略]

（所掌事務）

第23条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 第21条第2項の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
 - 二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。
 - 三 前号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき、食品の安全性の確保のため講ずべき施策について内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 四 第2号の規定により行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告すること。
 - 五 食品の安全性の確保のため講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に意見を述べること。
 - 六 第2号から前号までに掲げる事務を行うために必要な科学的調査及び研究を行うこと。
 - 七 第2号から前号までに掲げる事務に係る関係者相互間の情報及び意見の交換を企画し、及び実施すること。
 - 八 関係行政機関が行う食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する事務の調整を行うこと。
- 2 委員会は、前項第2号の規定に基づき食品健康影響評価を行ったときは、遅滞なく、関係各大臣に対して、その食品健康影響評価の結果を通知しなければならない。
 - 3 委員会は、前項の規定による通知を行ったとき、又は第1項第3号若しくは第4号の規定による勧告をしたときは、遅滞なく、その通知に係る事項又はその勧告の内容を公表しなければならない。
 - 4 関係各大臣は、第1項第3号又は第4号の規定による勧告に基づき講じた施策について委員会に報告しなければならない。

食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項

(平成16年1月16日閣議決定)

第1の1の(6)

委員会は、国の内外における科学的知見及び食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析又は国民からの意見等に基づき、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認められる場合には、自らの判断により食品健康影響評価を行う。なお、委員会は、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象について、定期的に点検する。

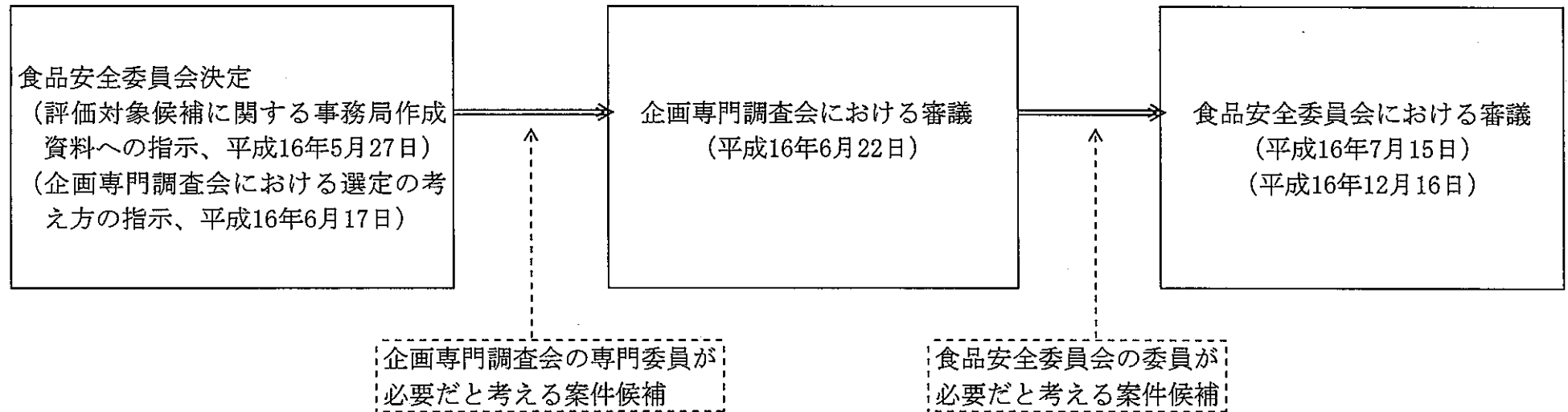
企画専門調査会における食品健康影響評価対象候補の選定の考え方 (平成16年6月17日食品安全委員会決定)

次の3つのいずれかに該当するもの^注のなかから食品健康影響評価の優先度が高いと考えられるものを候補として食品安全委員会に報告する。

- ① 国民の健康への影響が大きいと考えられるもの
現在健康被害が生じていないが、今後被害が生じるおそれのあるもの、又は現在健康被害が顕在化していないが、今後被害の拡大が想定されるものを含む。
- ② 危害要因等の把握の必要性が高いもの
健康被害が生じているが、科学的知見が不十分であり、危害要因等の把握の必要性が高いもの。
- ③ 評価ニーズが特に高いと判断されるもの
国民の健康への影響が想定される危害要因であって、食の安全ダイヤルなどに寄せられた情報のうち国民の評価ニーズが特に高いと判断されるもの。

注： 食品安全委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関での対応が適切に行われているものを除く。

食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件選定の方法



企画専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
(平成16年5月27日食品安全委員会決定)

- ① 関係機関、マスメディア等の情報
- ② 食の安全ダイヤル、
食品安全モニター報告等の情報
- ③ 委員会への要望書等の情報

企画専門調査会における評価対象候補の選定の考え方
(平成16年6月17日食品安全委員会決定)

- 次の3つのいずれかに該当するもの[※]のなかから
食品健康影響評価の優先度が高いと考えられるもの
を候補として食品安全委員会に報告する。
- ① 国民の健康への影響が大きいと考えられるもの
 - ② 危害要因等の把握の必要性が高いもの
 - ③ 評価ニーズが特に高いと判断されるもの

注：食品安全委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関
での対応が適切に行われているものを除く。

食品安全委員会において、自ら食品健康影響評
価を行う対象を決定

(参考1)

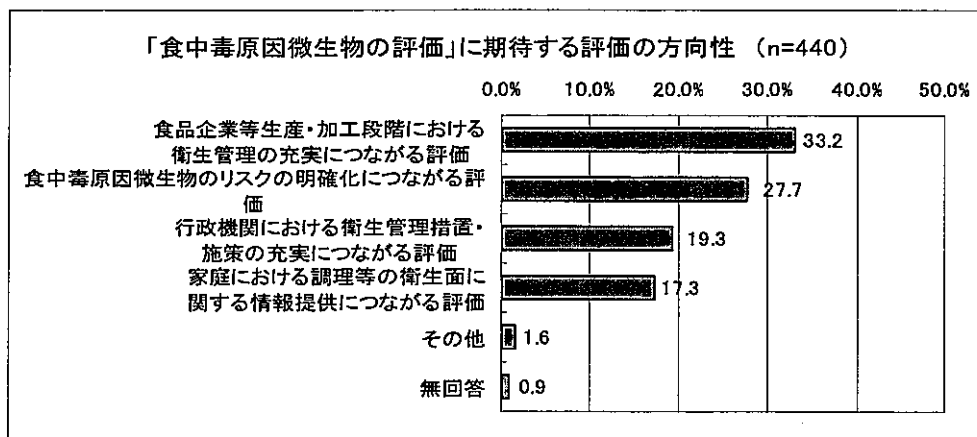
「食中毒原因微生物の評価」に期待する評価の方向性

問 13 食品安全委員会が、食品健康影響評価(リスク評価)を自らの判断で行うこととした案件「食中毒原因微生物の評価」について、あなたは、この評価がどのような安全性の確保につながることに期待しますか。(1つ選択)

◆ 「食中毒原因微生物の評価」の方向性としては、「食品企業等生産・加工段階における衛生管理の充実につながる評価」などを期待

「食中毒原因微生物の評価」に期待する評価の方向性としては、「食品企業等生産・加工段階における衛生管理の充実につながる評価」とする回答割合が 33.2%で最も高く、次いで「食中毒原因微生物のリスクの明確化につながる評価」(27.7%)を期待する人が多い。「行政機関における衛生管理措置・施策の充実につながる評価」(19.3%)、「家庭における調理等の衛生面に関する情報提供につながる評価」(17.3%)についても2割弱の人が期待する方向性としてあげている。

「家庭における調理等の衛生面に関する情報提供につながる評価」とする回答割合を年代区分別にみると、20 歳代では約4割(41.4%)であるなど、概して若い年齢層でその割合が高い。一方、「食中毒原因微生物のリスクの明確化につながる評価」とする回答割合は、70 歳以上では 37.7%であるなど、年齢層が高くなるにしたがいその割合が高くなっている。年齢層をはじめ、属性区分により、関心の違いがいくらかみられる。



	食品企業等 生産・加工 段階におけ る衛生管理 の充実につ ながる評価	食中毒原因 微生物のリス クの明確化につ ながる評価	行政機関に おける衛生 管理措置・ 施策の充実 につながる 評価	家庭におけ る調理等の 衛生面に関 する情報提 供につながる 評価	その他	無回答
男女別						
男性 (n=135)	35.6	31.9	17.8	10.4	2.2	2.2
女性 (n=305)	32.1	25.9	20.0	20.3	1.3	0.3
年代区分別						
20～29歳 (n=29)	24.1	20.7	10.3	41.4	3.4	0.0
30～39歳 (n=99)	31.3	24.2	22.2	21.2	1.0	0.0
40～49歳 (n=113)	29.2	25.7	23.9	17.7	3.5	0.0
50～59歳 (n=93)	37.6	30.1	14.0	15.1	0.0	3.2
60～69歳 (n=74)	37.8	31.1	21.6	9.5	0.0	0.0
70歳以上 (n=32)	37.5	37.5	12.5	6.3	3.1	3.1
職務経験区分別						
食品関係業務経験者 (n=155)	38.7	27.1	19.4	12.9	1.3	0.6
食品関係研究職経験者 (n=37)	37.8	24.3	24.3	8.1	5.4	0.0
医療・教育職経験者 (n=59)	25.4	33.9	23.7	11.9	1.7	3.4
その他消費者一般 (n=189)	30.2	27.0	16.9	24.3	1.1	0.5
モニター継続区分別						
15年度からの継続モニター (n=156)	35.3	32.1	17.9	10.9	1.9	1.9
16年度からの新規モニター (n=284)	32.0	25.4	20.1	20.8	1.4	0.4